参考資料5-2

令和４年度温泉地で活用できる事業集

2022年2月

環境省自然環境局温泉地保護利用推進室

温泉地で活用できる事業について

この資料は、環境省温泉地保護利用推進室にて、令和4年度政府予算（案）（一部令和3年度補正予算や令和3年度経済対策関係予算を含む）のうち温泉地で活用できる補助金をピックアップして冊子としたものです。すべての事業が網羅されているわけではない点はご留意下さい。

事業名	担当省庁・課室	頁
温泉熱の有効活用		
温泉熱利用・発電設備の導入		
PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、（2）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業	環境省 地球温暖化対策事業室	1
脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、（2）温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業	環境省 温泉地保護利用推進室	3
設備の高効率化改修		
脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、（2）温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業（うち、温泉供給設備高効率化改修事業）	環境省 温泉地保護利用推進室	5

事業名	担当省庁・課室	頁
脱炭素		
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	環境省 地域脱炭素事業推進調整官室	6
建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 （3）既存建築物における省CO2改修支援事業	環境省 地球温暖化対策事業室	8
建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 （4）国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業	環境省 国立公園課	8
地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	環境省 大臣官房環境計画課	11
エコツーリズム、健康		
エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	環境省 国立公園利用推進室	15
ヘルスケアサービス社会実装事業	経済産業省 ヘルスケア産業課	16
インバウンド・観光（環境省予算）		17
国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業	環境省 国立公園課	18
国立公園等多言語解説等整備事業	環境省 国立公園課	19
国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業	環境省 国立公園課、 国立公園利用推進室	20
国立・国定公園の利用拠点の魅力創造による地域復興推進事業	環境省 国立公園課	22

事業名	担当省庁・課室	頁
インバウンド・観光（観光庁予算）		
地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化	観光庁 観光産業課	23
ポストコロナを見据えた新たなコンテンツ形成支援事業 （うち、第2のふるさとづくり）	観光庁 観光資源課	24
「新たな旅のスタイル」促進事業	観光庁 参事官（MICE担当）	25
観光産業における人材確保・育成事業	観光庁 参事官（観光人材政策担当）	26
広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	観光庁 観光地域振興課	27
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	観光庁 参事官（外客受入担当）	28
ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	観光庁 参事官（外客受入担当）	29
地域観光資源の多言語解説整備支援事業	観光庁 観光資源課	30
新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等	観光庁 観光資源課、 参事官（観光人材政策担当）	31

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業
（一部　総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業）

【令和４年度予算（案）　3,800百万円（5,000百万円）】
【令和３年度補正予算額　11,350百万円】

環境省

再エネ導入・価格低減促進と調整力確保等により、地域の再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出等により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

（１）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
（２）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
（３）再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業

1. ①オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
   ②再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業

（４）平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
（５）データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
（６）公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

＊EVについては、(1)・(2)・(3)-1-①・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。（上限あり）

3. 事業スキーム

■事業形態　　間接補助事業（補助率：３／４、２／３、１／２、１／３、定額）／委託事業

■委託・補助先　民間事業者・団体等

■実施期間　　（１）・（２）・（５）令和３年度～令和６年度 、（３）・（４）・（６）令和２年度～令和６年度

4.事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入

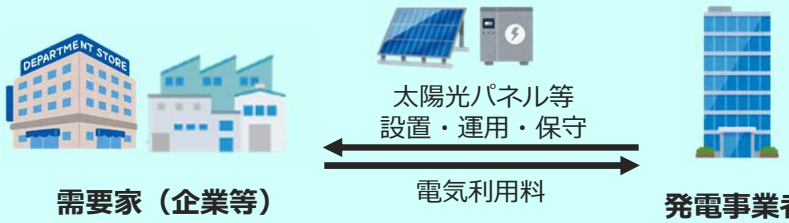

需要側設備の運転制御によるﾃﾞﾏﾝﾄﾞ・ｻｲﾄﾞ・ﾌﾚｷｼﾋﾞﾘﾃｨ創出

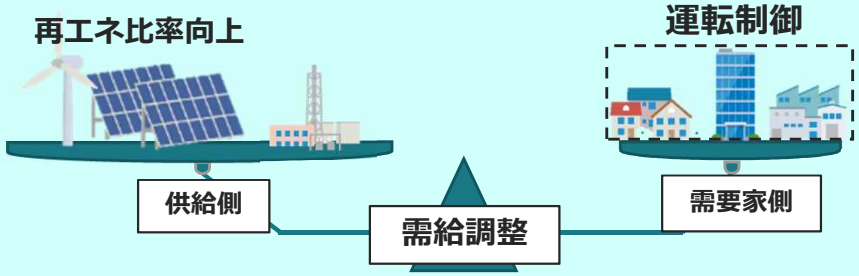

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、（２）新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部　農林水産省・経済産業省連携事業）

環境省

地域の再エネポテンシャルの有効活用に向けて、新たな手法による再エネ導入と価格低減促進を図ります。

1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電等の再エネ導入とその価格低減促進を図る。
- 本事業で得られた実施手法や施工方法等の知見を取りまとめて公表し、横展開を図る。

2. 事業内容

①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）
駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/3）
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。

④再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3）
再エネ熱利用や自家消費又は災害時の自立機能付きの再エネ発電（太陽光除く）について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う。

⑤未利用熱・廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/2、1/３）
未利用熱利用・廃熱利用・燃料転換により熱利用の脱炭素化を図る取組について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入支援を行う（燃料転換は新増設に限る）。

⑥新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）
①～⑤の再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を取りまとめ公表し、横展開を図る。

3. 事業スキーム

■事業形態　①～⑤：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）　設備等導入：1/3、1/2 ）
⑥：委託事業

■委託先及び補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　①④⑥　令和３年度～令和６年度
②③⑤　令和４年度～令和６年度

4. 事業イメージ

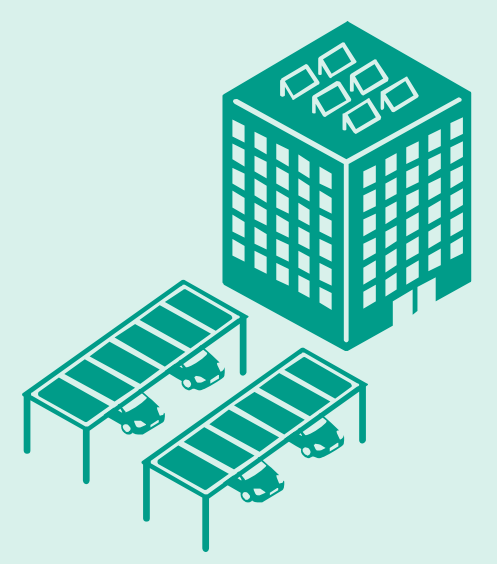

駐車場太陽光（ソーラーカーポート）

営農型太陽光（ソーラーシェアリング）

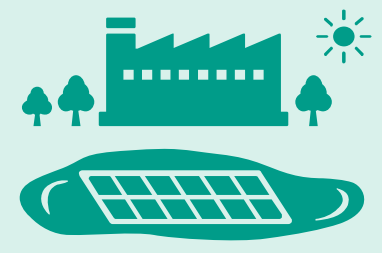

ため池太陽光

※コスト要件
①②④：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。
④⑤：当該設備のCO_2削減コストが従来設備のCO_2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業（一部　経済産業省・国土交通省 連携事業）

環境省

【令和４年度予算（案）　5,500百万円（8,000百万円）】

2050年カーボンニュートラルの先導的モデルの創出により、ローカルＳＤＧｓの実現を目指します。

1. 事業目的

- 地域の再エネ自給率最大化と災害時のレジリエンス強化を同時実現する自立・分散型エネルギーシステムの構築や、自動車CASE等を活用した地域の脱炭素交通モデル構築に向けた取組等を支援する。
- 2050年カーボンニュートラルに向けた先導的モデルの創出を通じて、地域の脱炭素化に加え、投資促進や雇用創出、防災性向上を図り、地域の多様な課題を同時解決するローカルSDGs （地域循環共生圏）を実現する。

2. 事業内容

（１）地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業

① 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業

② 地産地消の自立・分散型エネルギーシステムに係る調査検討事業

③ 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル創出事業

（２）温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

（３）地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

① 自動車CASE活用による地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

② グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業

③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

3. 事業スキーム

■事業形態　委託事業／間接補助事業（3/4,2/3,1/2,1/3,1/4※一部上限あり。）

■委託先及び補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間　令和元年度～令和５年度

4. 事業イメージ

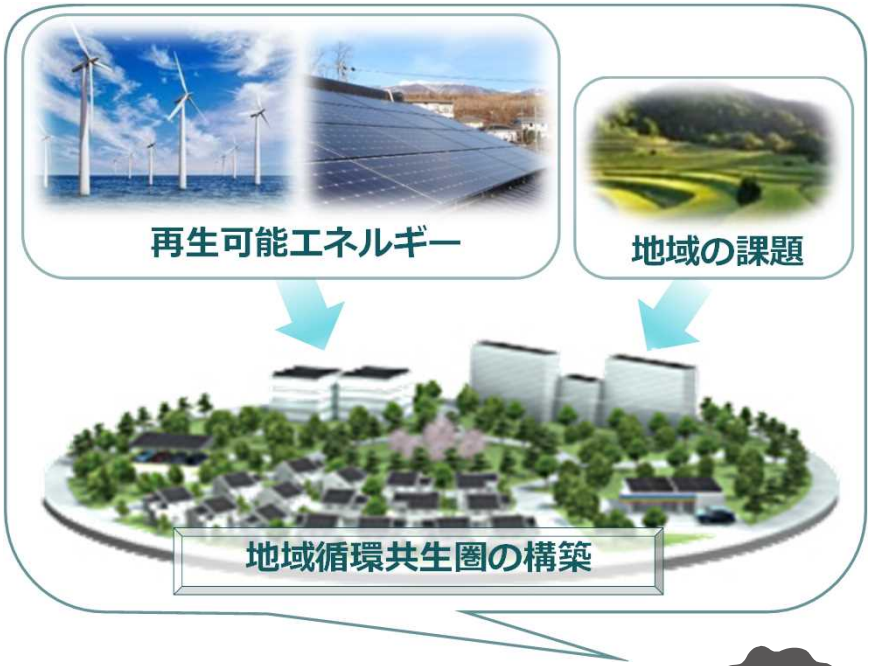

脱炭素社会構築の支援

お問合せ先： 地球環境局地球温暖化対策事業室:0570-028-341　自然環境局 自然環境整備課 温泉地保護利用推進室:03-5521-8280
水・大気環境局 自動車環境対策課：03-5521-8303

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、（２）温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

環境省

地域固有の熱源である温泉熱等の利活用により、地域の脱炭素化と地域循環共生圏の構築を支援します。

1. 事業目的

- 温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルの好事例を形成するため、地域固有の熱源である温泉熱等を利活用して地域単位で発電や熱利用を行う設備を導入し、経済好循環と地域活性化促進を支援する。
- 温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入を支援し、温泉地の更なるCO2削減対策を推進する。
- 温泉熱等の利活用を通じた脱炭素型温泉地の好事例を全国へ発信し、カーボンニュートラルな温泉地域づくりを促進する。

2. 事業内容

温泉は地域固有の熱源であり、多大なポテンシャルを有するものの、活用が進んでいない状況である。温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルを達成するには、地域資源である温泉を最大限活用することが重要であり、化石燃料の使用量やCO2排出量を削減するとともに、経済の好循環と地域活性化を生み出し、温泉地の脱炭素化が促進される。本事業では、地域固有の熱源である温泉熱等を利活用して地域単位で発電や熱利用を行い、脱炭素型温泉地の形成を支援することで地域の経済好循環と地域活性化を図ると共に、温泉供給設備更新時の省エネ設備導入の支援を行うことで温泉地の更なるCO２削減対策を推進する。

①温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業に対し計画策定、設備等導入支援を行う。（補助：補助率 計画策定3/4,設備等導入2/3）
②温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入、計画策定に対して支援を行う。（補助：補助率 計画策定3/4,改修事業1/2）
③全国温泉地自治体首長会議等で発信や、温泉熱等の利活用の促進を図る（委託）

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（3/4,2/3,1/2）／委託事業

■委託先及び補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間　令和２年度～令和５年度

4. 事業イメージ

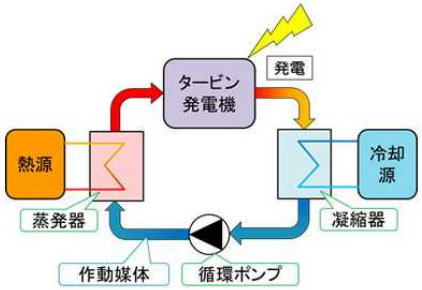

バイナリー
発電イメージ

写真：富士化工(株)、新那須温泉供給(株)

お問合せ先：　自然環境局自然環境整備課 温泉地保護利用推進室:03-5521-8280

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、（２）温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業（うち、温泉供給設備高効率化改修事業）

環境省

温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入を支援します。

1. 事業目的

① 2030年度において、温室効果ガスを2013年度比26.0%減との中期目標に向けて、分野を問わずCO2排出量削減を着実に実行する。

② そのため、熱利用をはじめとする脱炭素型社会の実現や民生部門における省エネ手法等を一般化し、普及を図ることを目指す。

2. 事業内容

○温泉は地域固有の熱源であり高いポテンシャルを秘めている※が、熱源である温泉を供給するための設備が老朽化し、その熱エネルギーとしてのポテンシャルを十分発揮できているとは言えない温泉地も多い。

※ 国内に温泉地は約3,000カ所、温泉井戸は約27,000本以上存在。

○そのため、今後更新が進められる温泉供給設備に対し、より省エネ効果が高い設備への更新を行う者を支援することにより、温泉街を中心とした地域全体での省エネ化と再エネ設備導入の促進を図る。

①温泉供給設備の更新（例：配管、ポンプ、タンク、自動制御装置）
補助率：定率（補助対象経費の１/２）

②改修のための計画策定
補助率：定率（補助対象経費の３／４）

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（補助率１／２、３／４）

■補助対象　地方自治体・民間団体、温泉供給事業者等

■実施期間　平成３１年度～令和５年度

4.事業イメージ

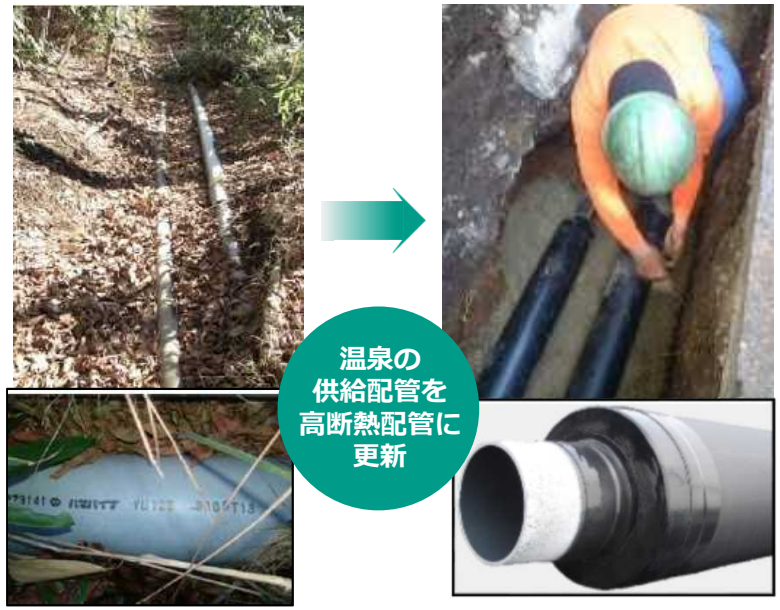

写真：富士化工(株)、新那須温泉供給(株)

お問合せ先：　環境省自然環境局温泉地保護利用推進室　電話：03-5521-8280　FAX：03-3580-1382

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

環境省

【令和４年度予算（案） 20,000百万円（新規）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

１．脱炭素先行地域づくり事業への支援

（交付要件）

脱炭素先行地域に選定されていること　等

（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）

（対象事業）

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象

２．重点対策加速化事業への支援

（交付要件）

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業　原則２／３※　重点対策加速化事業　２／３～１／３等）

※財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は一部３／４

■交付対象　地方公共団体等

■実施期間　令和４年度～令和１２年度

4. 事業イメージ

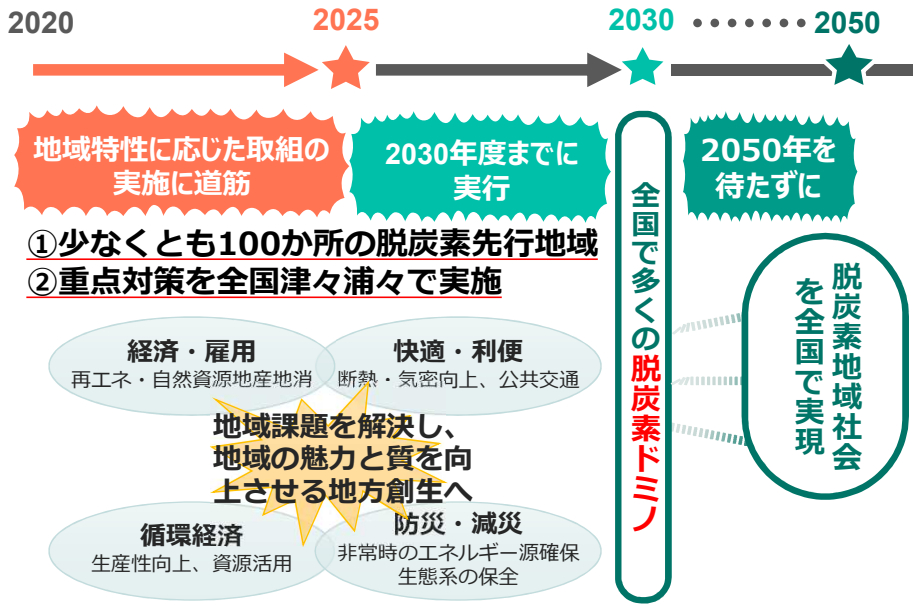

<参考：交付スキーム>

①地方公共団体のみが事業を実施する場合　国 → 地方公共団体

②民間事業者等も事業を実施する場合　国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素推進総括官グループ地域脱炭素事業推進調整官室　電話：03-5521-8233

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金　事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること （一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成　等）	○再エネ発電設備を一定以上導入すること （都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）
対象事業	**（１）CO2排出削減に向けた設備導入事業　（①は必須）** **①再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型）** 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス　等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱　等 **②基盤インフラ整備** 地域再エネ導入･利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム　等 **③省CO2等設備整備** 地域再エネ導入･利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） ・その他省CO2設備（高機能・高効率換気・空調、コジェネ等） **（２）効果促進事業** （１）「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業　等	**①～⑤のうち２つ以上を実施　（①又は②は必須）** **①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電** （例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業） **②地域共生・地域裨益型再エネの立地** （例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業） **③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導** （例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業） **④住宅・建築物の省エネ性能等の向上** （例：ZEH、ZEH＋、既築住宅改修補助事業） **⑤ゼロカーボン・ドライブ**※ （例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業） ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る （①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。）
交付率	原則２／３　※①（太陽光発電設備除く）及び②について、財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は3/4。②③の一部は定額	２／３～１／３、定額
事業期間	おおむね５年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要（計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能） ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む	

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）

【令和４年度予算（案）5,500百万円（6,000百万円）】
【令和３年度補正予算額　　7,500百万円】

環境省

業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

①2050年CN実現、そのための2030年46%減（'13比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO２改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
②建築物等において気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

（１）新築建築物のZEB化支援事業
　①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
　②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
（２）既存建築物のZEB化支援事業
　①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
　②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
（３）既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
（４）国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業
（５）上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業
　（厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携）
※（１）①及び（２）①は、他のメニューに優先して採択
※ 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業は加点

3. 事業スキーム

■事業形態　　間接補助事業（メニュー別スライドを参照）
■補助対象　　民間事業者・団体／地方公共団体一般
■実施期間　　メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

（１）新築建築物のZEB化支援事業

①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。

（２）既存建築物のZEB化支援事業

②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、
（３）既存建築物における省CO2改修支援事業

環境省

既存建築物の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

①テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2改修を普及促進することで、ストック対策に貢献する。
②既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

（３）既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
①民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。
②テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携事業）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO２化を図る事業を支援。
※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点
③空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
※ 省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（1/3）
■補助対象　民間事業者・団体／地方公共団体一般
■実施期間　平成31年度～令和5年度

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
①	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用（補助上限5,000万円）	・既存建築物において30%以上のCO2削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
②	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）（補助上限4,000万円）	・テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）（補助上限なし）	・空き家等において15%以上のCO2削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/ 3

お問合せ先：　環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、（４）国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業

環境省

国立公園内利用施設の脱炭素化に資する高効率設備、再生可能エネルギー等の導入を支援します。

1. 事業目的

①国立公園内の公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化を促進し、CO2排出量の大幅削減を目指す。
②国立公園をカーボンニュートラルのショーケース、サステナブルな観光地とすることを目指す「ゼロカーボンパーク」の拡大と取組支援を目指す。

2. 事業内容

（４）国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業

国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアを「ゼロカーボン・パーク」として地方公共団体の登録を呼びかけ中。国立公園利用施設は自然条件が厳しい場所に多く立地し、景観等にも配慮しながら施設改修が必要。これら施設に対し、省CO2性能の高い設備への改修、再エネ利用設備等の導入に係る費用を支援。

○補助対象者：国立公園事業者（宿舎事業者、休憩所事業者、博物展示施設事業者、案内所事業者等）
○補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で上記事業を営む施設
○補助対象経費：空調等省CO2改修、高断熱化改修、再エネ（太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等）設備導入、EV充放電設備導入等（設備費等。費用対効果で上限あり。） ※太陽光発電設備導入の場合、EV充放電設備等導入に係る経費も支援。
○補助対象要件：インバウンド対応（補助対象外）、15%以上のCO2削減

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（1/2 （太陽光発電設備のみ1/3））
■補助対象　民間事業者・団体／地方公共団体一般
■実施期間　平成30年度～令和5年度

4. 事業イメージ

省CO2設備、再エネ設備等

【例】

空調　給湯　太陽光発電

導入補助

補助率　1/2

※太陽光発電設備は1/3

国立公園の脱炭素化・ゼロカーボンパーク推進

＋

【例】

トイレ洋式化　和洋室整備

【補助要件】
インバウンド対応の改修も実施。
（補助対象外経費）

2025年までに、国立公園の国内利用者・訪日外国人利用者数をコロナウイルスによる影響前までに回復

お問合せ先：　環境省自然環境局国立公園課　電話：03-5521-8278

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

環境省

【令和４年度予算（案）８００百万円（１，２００百万円）】
【令和３年度補正予算額　　１，６５０百万円　】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。

（１）地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

（２）官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき、地域再エネ事業を実施・運営するため官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から、体制構築（地域新電力等の設立）、事業性確認のための現地調査を支援

（３）地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習、促進エリア設定の事例や合意形成手法等のガイド作成、また地方環境事務所を核として地域の現状に応じた脱炭素の取組について支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　(1)間接補助（定率）, (2)間接補助（定率）, (3)委託事業

■補助・委託対象　(1)①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(2)地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）(3)民間事業者・団体等

■実施期間　令和３年度～令和５年度　※（１）③は令和4年度～

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現

（１）地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援
①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

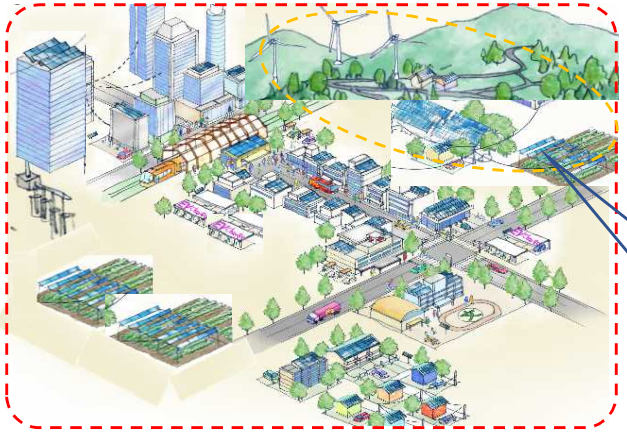

（１）②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

（１）③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

（２）官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

（３）地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

お問合せ先：　環境省大臣官房　環境計画課　電話：03-5521-8234、環境影響評価課　電話：03-5521-8235

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、

環境省

（１）地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて地域への再エネ導入の道筋を明確にすることに加えて、地域での公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、再エネ導入を促すエリアの設定に係る合意形成等を支援することで、地域再エネの最大限の導入を図る。

2. 事業内容

① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する。

② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

地域の脱炭素化を促進するにあたり、再エネの利用促進のため、未設置箇所（公共施設、ため池等）における発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討等を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助　①②③定率３／４

■補助対象　①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）

■実施期間　令和３年度～令和５年度　※（１）③は令和４年度～

4. 事業イメージ

出典:長野県気候危機突破方針

お問合せ先：　環境省　大臣官房環境計画課　電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課　電話：03-5521-8235

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、

環境省

（２）官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域の内発的な再エネ導入事業を持続的に行うための実施・運営体制の構築を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体、地域金融機関、地元企業、市民等の地域のステークホルダーが参画・関与して、地域雇用による内発的な再エネ導入により、「地域の稼ぎ」を生み出し、さらにその稼ぎを再エネに再投資する持続的な事業実施・運営するための体制構築、及び事業の実施・運営体制の構築と一体で実施する事業実施予定区域の予備的調査を支援する。

2. 事業内容

地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域の再エネ設備の導入等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制を構築する以下の業務について支援を行う。

- 事業スキーム検討（例：再エネ調達方法（自社開発、地域内企業との協定締結による調達など）、地域内での需要確保、収益の地域還元方法）
- 事業性検討（例：事業の採算性評価、出資主体間の合意）
- 事業体（地域新電力等）設立に必要となる需給管理システム、顧客管理体制の構築等
- 専門人材確保（例：事業運営に必要な人材の専門分野の特定、雇用確保）
- 事業の実施・運営体制の構築に必要な予備的な実地調査（例：再エネ設備導入予定の区域における設備導入に必要な自然的条件等に関する予備的調査）

＜補助率について＞事業の実施の結果として構築される実施・運営体制に対して以下の出資比率により算出
◆地方公共団体若しくは地域金融機関又はこれらの両方が出資し、かつ、当該地方公共団体、地元企業（地域金融機関を含む。）・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合は２／３
◆地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合並びに地方公共団体が出資する場合１／２
◆上記以外の場合１／３

3. 事業スキーム

■事業形態	間接補助（定率２／３、１／２、１／３）
■補助対象	地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
■実施期間	令和３年度～令和５年度

4. 事業イメージ

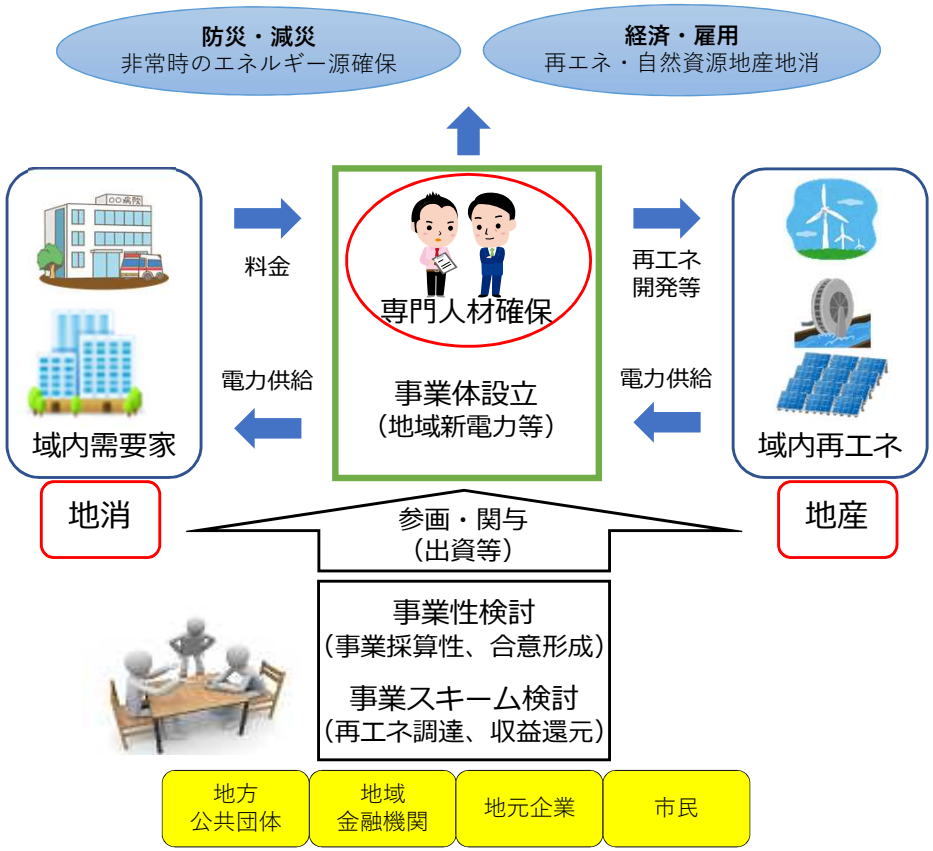

お問合せ先： 環境省　大臣官房環境計画課　電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課　電話： 03-5521-8235

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、

環境省

（３）地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行います。

1. 事業目的

地域脱炭素の取組を全国に広げるため、地方環境事務所を核として地域に根ざした脱炭素の取組の具体化を図る。また、地域への再エネ導入の主体となる地域新電力等が、事業の実施に必要とする地域の中核人材等に対し、他の地域の中核人材とのネットワーク構築や相互学習をサポートすることで、効果的な人材育成の広域的展開を図る。さらに、地域で実践した促進エリア設定時における特徴的な事例の収集や、促進エリア設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ、他地域での展開を図る。

2. 事業内容

① 地域人材に対する研修・コンサルティングやネットワーク構築を通じた活動支援

地域再エネ事業の持続的な実施に必要な地域中核人材を育成し、他地域の中核人材やこれから取り組む地域の人材とのネットワークや相互学習の体制を構築する。

② 促進エリア設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開

地域で実践した促進エリア設定時における特徴的な事例の収集や、促進エリア設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ、他地域での展開を図る。

③ 地方環境事務所における地域の脱炭素化実装に向けた支援事業

地方環境事務所が核となり、各省地方支分部局と連携して、地域の再エネの利用促進等のための取組や、地域の企業や外部有識者等と連携して、地域に根ざした脱炭素取組を推進する。

3. 事業スキーム

■事業形態　委託

■委託対象　民間事業者、団体等

■実施期間　令和３年度～令和５年度　※（３）③は令和４年度～

4. 事業イメージ

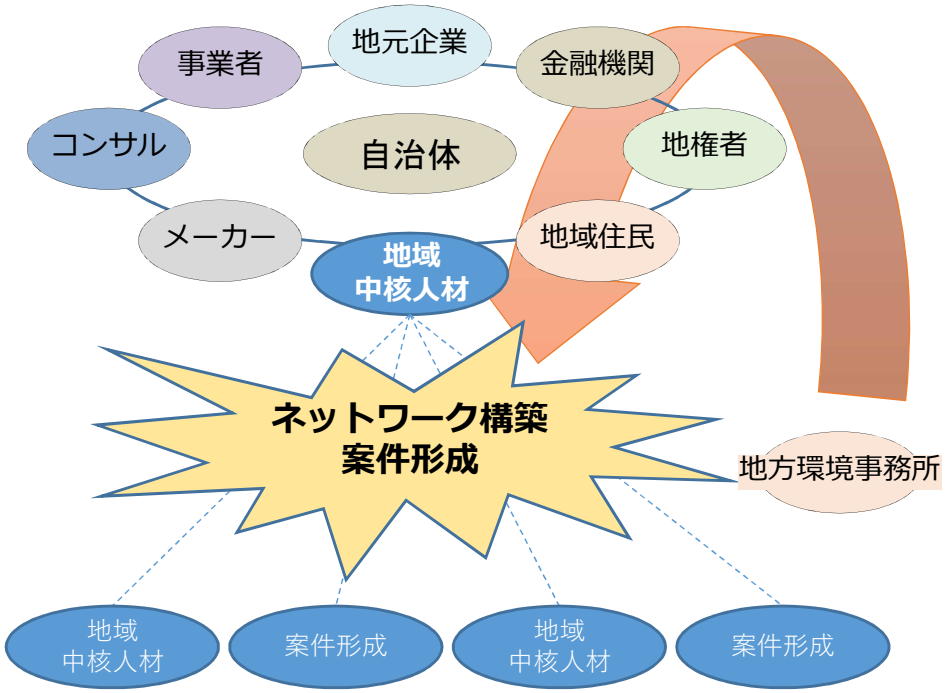

目指す人材像＝地域に根ざした再生可能エネルギー事業の組成・運用支援

お問合せ先：　環境省　大臣官房環境計画課　電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課　電話：　03-5521-8235

様式６

日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費のうち

エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

令和４年度予算（案）
28百万円（28百万円）

事業目的・概要等

背景・目的

国立公園や棚田地域等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズム（ジオツーリズムを含む。以下同じ。）の活動を支援する。

事業概要

○エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の１／２を支援する。

事業スキーム

【交付】

環境省 → 地域協議会等

期待される効果

自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場として自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりや地域活性化が推進されることにつながる。

イメージ

課題

魅力的なエコツアー等の不足

→

エコツーリズム地域活性化支援事業　（交付金）

地域が取り組む魅力あるエコツアープログラムづくり等への支援

- エコツーリズムに取り組む地域協議会等へ支援
- 地域協議会は多様な主体で構成(市町村の参加は必須)
- 国が地域協議会に対しエコツーリズム推進全体構想の作成やプログラムづくり等に要する経費の２分の１を交付

プログラムづくり

エコツーリズム推進全体構想の作成

→

エコツーリズム推進法の基本理念である自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用に寄与

ヘルスケアサービス社会実装事業

令和4年度予算案額 7.5億円（7.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- コロナ禍において、人々に予防・健康づくりの価値が再認識される中、ウィズ／ポストコロナに向け、社会全体の健康投資の更なる促進とともに、適切なヘルスケアサービスが創出され、活用される環境（社会実装の仕組み）の整備が重要です。
- 具体的には、

① 予防・健康づくりへの投資を促進するため、健康経営のさらなる普及拡大とともに、より効果的な取組の評価・分析や情報開示等を推進し、社会全体で「健康」に投資することの価値を可視化します。

② 新たなヘルスケアサービスの創出と質の向上を図るため、サービス提供主体の自主的な質の向上を促すとともに、ヘルスケアサービスの社会的・経済的効果を確立するための実証等を行います。

同時に、個人に即したヘルスケアサービスの提供を目指し、人々が自身の健康等情報を健康づくり等に活用できる仕組みであるPHR（Personal Health Record）を適切に利活用したサービスが創出され、人々に広く活用されるための環境整備に取り組みます。

成果目標

- 令和４年度までの３年間の事業であり、健康・医療戦略で設定されるKPIの達成を目指します。
- 令和４年度までの３年間の実証を実施後、その成果を踏まえて、健康経営優良法人制度等、疾病予防や介護予防の促進等に関連した施策への反映を検討します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

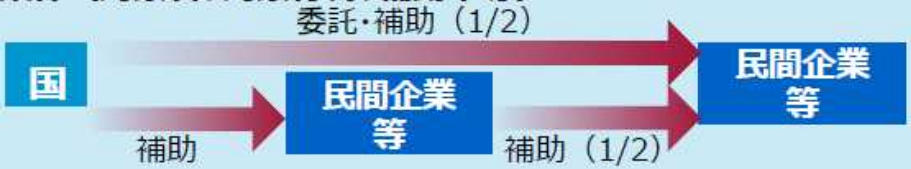

事業イメージ

①予防・健康づくりへの関心向上と健康への投資促進

- 上場企業の健康経営の取組強化に取り組みます。
  - 健康経営の取組に関する評価結果の開示等と、社会から評価される仕組みの構築
  - 国際的な展開を見据えた、健康経営の共通の評価指標の創出
- 中小企業への健康経営の拡大に取り組みます。
  - 健康経営による企業の生産性向上の効果の検証
  - 健康経営のメリットの可視化を通じた労働者等のステークホルダーからの評価向上
  - サプライチェーン等、健康経営のスコープの拡大

②新たなヘルスケアサービスの創出と質の向上

- 新たなヘルスケアサービスの創出と質の向上を図るため以下に取り組みます。
  - ヘルスケアスタートアップ企業への支援（InnoHub、JHeC等）
  - 地域におけるヘルスケアビジネスの創出のための実証の支援
  - 認知症共生社会の実現に向けて、認知症の方・ご家族の方のQOL向上やインフォーマルケアコスト削減等の社会的・経済的効果に関する事業者等による実証の支援
  - ヘルスケアサービスの質を担保するための業界自主ガイドラインの策定の支援
- PHRを利活用したサービス普及のために以下に取り組みます。
  - 今後の国内PHRサービスの発展に向けた調査・検討
  - より高いサービス水準を目指すためのガイドラインの策定の支援
  - PHRを効率的にサービス移行できるようなデータポータビリティ確保に向けた調査

等

令和４年度国際観光旅客税等を活用した地方公共団体・民間事業者向け補助メニュー　（政府予算案）

令和３年12月24日時点

メニュー	事業名	事業概要（補助事業に限る）	対象公園等	補助先	補助率	問い合わせ先
利用拠点における 上質な滞在空間創出 と インバウンド促進	国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 （直轄事業含む） 【拡充】	利用拠点における機能転換に関する面的な「利用拠点計画」を作成し、当該計画に基づき同時一体的に直轄事業、地方公共団体事業、民間事業を実施。 ①利用拠点計画策定 ②廃屋の撤去、インバウンド機能向上（多言語サイン、Wifi環境整備、トイレ洋式化）、文化的魅力を発信するまちなみ改善、既存施設のリノベーション（機能転換･強化による観光資源化）、ワーケーション受入事業支援、・無電柱化など引き算の景観改善 Ｒ４拡充：①計画策定のうち、協議会を設置して自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画を策定する場合は補助率を２／３にかさ上げ	34国立公園	地方公共団体（①②）、 民間事業者等（②）	１／２、２／３（①のうち利用拠点整備改善計画計画を策定する場合のみ（拡充））	環境省自然環境局 国立公園課 TEL:03-5521-8279 松本、前原、松井
	国立公園等多言語解説等整備事業 （直轄事業含む）	国立公園、国定公園、長距離自然歩道等の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICTなども活用し、外国人目線で自然・文化・歴史のつながりを分かりやすく紹介する多言語解説を充実させる事業。　（観光庁多言語解説整備支援事業との連携が必要）	・34国立公園（国立公園の内容を含むものであれば公園区域外でも事業可） ・国定公園・ロングトレイル（長距離自然歩道））	地方公共団体、観光協会・DMOその他協議会等	２／３	国立公園課 TEL:03-5521-8279 前原 、松井
国立公園を より楽しむ自然体験型コンテンツの 充実・提供	国立公園等の自然を活用した滞在型コンテンツ創出事業 （直轄事業含む） 【拡充】	訪日外国人の旅行消費額や延べ宿泊者数の増加に向けて、大きなポテンシャルを有する自然体験等のコンテンツについて、地域のテーマやストーリーを踏まえたコンテンツの統一的なブランディング等に係る計画策定を支援する。 Ｒ４拡充：協議会を設置して自然公園法に基づく自然体験活動促進計画を策定する場合は補助率を２／３にかさ上げ ※観光庁と連携し、観光庁予算事業の中でＲ３補助対象事業であったコンテンツ造成を実施できるよう調整中。	国立公園及び国定公園（国立・国定公園の内容を含むものであれば公園区域外も対象）	地方公共団体、観光協会、民間事業者（観光協会やDMO等との連携）、地域協議会等	１／２、２／３（自然体験活動促進計画を策定する場合は補助率を拡充）	・国立公園課（全般） TEL:03-5521-8278 稲﨑 ・国立公園利用推進室（全般、コンテンツ） TEL:03-5521-8271 江澤、田畑
令和３年度補正予算	国立・国定公園の利用拠点 の 魅力創造による地域振興推進事業	国立・国定公園の利用拠点において、地方公共団体・民間事業者・DMO・地域協議会等が取り組む以下の事業を支援する事により今後の誘客に向けた受入環境整備を行う。 ①利用拠点を活用した自然体験プログラム推進のための企画造成等 ②公園事業者等が行うコロナ対応、ワーケーション受入や自然との調和が図られた滞在環境の整備 （建物外観・外構・ワーケーション実施のための改修等）	34国立公園及び国定公園	地方公共団体・民間事業者・ DMO・地域協議会等	①定額（地域全体に波及効果が及ぶ事業に限る）（上限400万円）、１／２ ②１／２（地方公共団体・公園事業者は２／３）（上限3,000万円） （調整中）	環境省自然環境局 国立公園課 TEL:03-5521-8278 松本、稲﨑

※　本資料は令和３年12月24日時点の情報に基づき作成しています。
補助先・補助率その他補助事業の詳細は調整中につき、事業開始までに変更が生じる可能性があります。

※　「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について（令和３年12月24日観光立国推進閣僚会議決定）」のとおり、令和４年度環境省執行分国際観光旅客税予算は22億円と昨年度から大幅な減少となっています。
減少分については、現在観光庁と連携して事業実施できるよう調整を行っておりますので、詳細が確定次第追ってご連絡します。

国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

令和４年度予算（案）
16.7億円（18.2億円）
（拡充）

【背景】

国立公園の利用拠点では、インバウンド対応や個人旅行など旅行ニーズの変化への対応が遅れ、廃屋化した建物が自然の魅力を著しく妨げている。また、自然環境と地域独自の文化資産が相まった魅力を旅行者が体感できていない。

【課題】

□メニューが充実し、実績も拡大してきたが、R4年度に施行する改正自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画の策定と計画に基づく整備を強力に支援し、コロナ後を見据えた、利用拠点における滞在環境の上質化を推進する必要がある。

廃屋の撤去状況
（十和田八幡平国立公園）

【事業内容】

Ⅰ 利用拠点計画策定

＜継続＞

地元自治体（都道府県、市町村）が主体となり、環境省や既存民間事業者等と協議して策定

計画策定補助をタイプ分けし、協議会を設置して自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画を策定するタイプは補助率2/3とし、従来タイプは補助率1/2のままとする（拡充）

Ⅱ事業

① 廃屋の撤去
民間事業者の導入を前提とした撤去

② インバウンド機能向上
Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化

③ 文化的魅力の活用
地域文化が体感できるまちなみ改善

④ 既存施設の観光資源化
利用が停止又は利用機会が減少した施設のインバウンド受入環境整備を前提とした施設の機能転換または強化のための内装及び設備(文化資源活用または体験・学習ツアーと連携して実施)

⑤ ワーケーション受入事業支援
ワーケーションの実施を前提とした内装及び設備整備（体験・学習ツアーと連携して実施）

⑥ 引き算の景観改善
利用拠点の景観改善のための無電柱化、通景伐採及び駐車場舗装面の緑地化。

【事業実施スキーム】

直轄事業（Ⅱ①のみ）、
補助事業（補助率：1/2、**2/3(拡充)**）

【効果】

外国人旅行者の満足度向上、滞在時間、リピーター増加
＋ まずは国内旅行者増による地域経済と雇用の下支え・回復

国立公園等多言語解説等整備事業

令和４年度予算（案）
1.4億円（10.0億円）

【背景・課題】

国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。また、国立公園では一定の英語解説文整備が進みつつあるものの、利用者の多様な言語には未対応であり、国定公園等では英語解説文整備が十分進んでいない。

訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高めるには、国立公園、国定公園等の自然体験拠点において取り組みを進めることが必要。

【事業内容】

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICTなども活用し、英語・中国語・韓国語等の多言語にて、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

【事業実施スキーム】

＜直轄＞　環境省　→　民間事業者
＜補助＞　環境省　→　中間執行団体
　　→　地方公共団体、観光協会やDMO等の団体、民間事業者等
　　補助率：２／３

※国立公園の場合、観光庁多言語事業で作成された英語解説文の活用を補助要件とする（単純な翻訳で済むもの（例：注意喚起用の看板）を除く）
※国立公園以外で多言語解説文作成を行う場合は、観光庁の作成指針等を活用すること等を補助要件とする

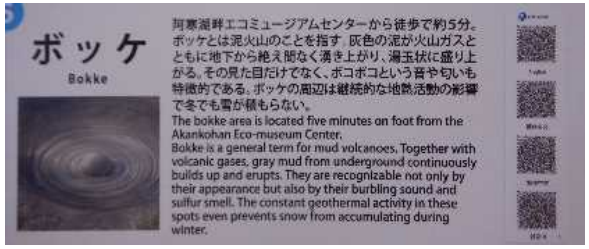

Uni-voiceを活用した4言語による自然解説

（令和４年度見直し内容）
補助事業で３言語以上の解説文整備を行う場合、言語数に応じて加点する

【効果】

各国立公園等にて魅力的な多言語解説が整備されることによる、訪日外国人の国立公園、国定公園等での体験滞在の満足度の向上、滞在の長時間化、ひいては消費額の増大に資する。

多様な媒体を活用し国立公園等の魅力を多言語で解説

国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業

令和４年度予算（案）
1.0億円（14.8億円）
（拡充）

【背景・課題】

圧倒的な自然環境を有する国立・国定公園内での魅力的な自然体験等のコンテンツは、訪日外国人の旅行消費額や延べ宿泊者数の増加に向けて大きなポテンシャルを有しているが、これまでの整備・展開は十分ではない面もあった。また、各国立・国定公園をブランディングし、地域のテーマやストーリーを踏まえたコンテンツをより効果的に提供するためには、既存コンテンツ等の状況も踏まえた計画づくりと情報の一元的な提供等の地域一体となった受入れ体制の整備等が必要である。これを進めるため、R4年度に施行を予定している自然公園法による自然体験活動促進計画の策定と計画に基づくコンテンツの創出準備を強力に支援していく必要がある。また、サスティナブルツーリズムの要素をより充実していく必要がある。

【事業内容】

①地域一体となった効果的なコンテンツ提供のための計画策定等

地域協議会等における地域内の複数コンテンツを効果的に提供するための受入れ体制の整備や地域のテーマやストーリーを踏まえたコンテンツの統一的なブランディング等に係る自然体験活動促進計画等の計画策定等。

②地域一体となった効果的なコンテンツ提供体制の整備

①の検討に基づく、ビジターセンター等における情報提供、感染症防止対策、体験フィールドの環境整備、自然情報の収集と事業者への提供、多言語対応等の人材育成、二次交通の構築等。

【事業スキーム】 直轄・補助

【効果】 効果的なコンテンツの提供推進による、訪日外国人観光客の宿泊数の増加や消費額の増加。コンテンツの高付加価値化。

【事業イメージ】

効果的なコンテンツ提供の検討・コンテンツ提供体制の整備

地域協議会等
「自然体験活動促進計画の策定」
環境省　専門家　地方公共団体　DMO　民間事業者

・複数コンテンツを効果的に提供するための受入れ体制整備

・地域のテーマやストーリーを踏まえたコンテンツの統一的なブランディング

各コンテンツの効果的な提供による副次的効果

・一元的な情報提供や二次交通の改善等でコンテンツ間をつなぐことによる更なる滞在時間や満足度向上
・地域で統一的な自然、歴史、文化の解説等によるブランディング　など

個々の滞在型コンテンツの造成イメージ

グランピング

地場産品

ナイトタイム

野生動物観光

国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業

【事業内容の詳細】

1．地域一体となった効果的なコンテンツ提供のための計画策定等

対　　象：地域協議会等における地域内の複数コンテンツを効果的に提供するための受入れ体制の整備や地域のテーマやストーリーを踏まえたコンテンツの統一的なブランディング等に係る自然公園法に基づく自然体験活動促進計画等の計画策定・改定等（対象は国立・国定公園。ただし、関連する国立・国定公園外の活動についても対象とする。）

スキーム：直轄（国立公園等）
地方公共団体等への補助（1/2、**自然体験活動促進計画を策定する場合は2/3（拡充）**）

内　　容：国立公園や国定公園ならではのテーマやストーリー、既存の地域コンテンツの状況等を踏まえた計画の策定・改定のため調査、インバウンド促進・地域経営能力を有する人材の招へい、地域内の合意形成、計画検討等

2．地域一体となった効果的なコンテンツ提供体制の整備

対　　象：１の検討に基づく、ビジターセンターやデジタル等における情報提供、感染症防止対策、ワーケーション・体験フィールドの環境整備（清掃・修繕等）、自然情報等の収集と事業者への提供、人材育成、二次交通の構築や脱炭素化等（対象は国立・国定公園。ただし、関連する国立・国定公園外の活動についても対象とする。）

スキーム：直轄（国立公園ビジターセンター等を活用）

内　　容：コンテンツの立ち上げ、高付加価値化、インバウンド対応に係る支援
①ビジターセンターやデジタル等におけるアクティビティ情報の一元的な提供等
②新型コロナウイルス感染症の防止対策（利用者数コントロールのための調査・対策実施など）
③複数事業者が活用するワーケーション・体験フィールドの環境整備（清掃、簡易な歩道修繕、外来生物駆除など）
④自然環境情報等の収集とコンテンツ事業者への提供
⑤インバウンド対応、高付加価値化、自然環境保全の取組ためのコンテンツ事業者向けの人材育成
⑥コンテンツ提供のための二次交通や脱炭素化（e-bikeなど）の構築に向けたトライアル実施

国立・国定公園の利用拠点の魅力創造による地域復興推進事業

環境省

【令和３年度補正予算要求額　799百万円】

国立公園等の利用拠点でのコロナ対応やワーケーション受入等のための環境整備と自然体験の推進等によりライフスタイル変革と地域活性化を図ります。

1. 事業目的

①国立・国定公園で「遊び、働く」という健康でサステナブルなライフスタイルを推進し、地方創生に貢献。
②国立･国定公園の利用拠点においてコロナ対応等の環境整備、自然体験プログラムの推進や魅力発信の取組を支援することで、新型コロナウイルス感染拡大により減退した公園利用の反転攻勢と地域経済の再活性を図る。

2. 事業内容

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国立・国定公園では、民間事業者等に甚大な影響が出ている。一方、ウィズ・コロナ時代に自然・健康への関心が高まる中、自然の中で滞在し、自然体験やテレワークを行うニーズが高まっている。

国立・国定公園の利用拠点において、自治体・事業者・DMO・地域協議会等が取り組む以下の事業を支援する事により今後の誘客に向けた受入環境整備を行う。

①利用拠点を活用した自然体験プログラム推進のための企画造成等
②公園事業者等が行うコロナ対応、ワーケーション受入や自然との調和が図られた滞在環境の整備

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助事業（定額補助、1/2、2/3）
- ■補助対象　地方公共団体・民間事業者・団体
- ■実施期間　令和３年度

4. 事業イメージ

・ワーケーションに対応した改修（リモートワーク拠点の整備等）

・e-bike（電動MTB）を活用した自然体験プログラム

お問合せ先：　自然環境局　国立公園課　電話：03-5521-8277

地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

国土交通省 観光庁

令和3年度経済対策関係予算：約1,000億円

○ 観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・DMO等による**観光地再生に向けた地域計画の作成**や**同計画に基づく改修事業等を強力に支援**。

○ 観光地全体が裨益する大規模な改修への支援を可能とするため、予算額1,000億円を確保するほか、宿泊施設改修について、補助上限を１億円とするとともに経営体力の低い事業者に対する補助率を2/3に引き上げるといった措置を講じる。

参考：令和２年度３次補正で措置された「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」の予算額は550億円、補助上限は2,000万円、補助率は1/2

※ 計画に参加する事業者において従業員の賃上げに取り組む地域を優先的に採択

① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体が取りまとめて作成

中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、
・地域の合意形成、・地域再生のコンセプトづくり、・個別施設の改修計画の磨き上げ、・資金調達
などの点について、地域の取組を国が支援（専門家派遣等の実施）

② 地域計画に基づく事業支援

地域計画に基づく、面的な観光地再生に資する事業を強力に支援

宿泊施設の高付加価値化

観光地の面的再生に資する
宿泊施設の大規模改修支援

補助上限１億円（補助率原則1/2（※））
※ 投資余力に乏しい事業者について、一定の条件を満たしたものについては補助率2/3

観光地魅力向上のための廃屋撤去

観光地の景観改善等に資する
廃屋の撤去支援

補助上限１億円（補助率1/2）

観光施設改修

土産物店や飲食店等の
改修支援

補助上限500万円（補助率1/2）

公的施設への観光目的での改修

立地の良い公共施設への
カフェ等の併設などの改修支援

補助上限2000万円（補助率1/2）
※民間への運営委託等、民間活力導入が条件

ポストコロナを見据えた新たなコンテンツ形成支援事業

観光庁（観光資源課）：448百万円の内数

○　ポストコロナを見据え、**中長期滞在者や反復継続した来訪者などの新たな交流市場の開拓**や**新たに関心の高まっているニーズの取り込み**に万全を期す必要がある。

○　このため、**新たな市場やニーズの開拓に取り組もうとする地域**に対する支援（第２のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）等）を行う。

事業概要

ポストコロナを見据えた来訪者増加に向けた新たな仕掛けづくり

実施主体　新たな市場・ニーズを開拓し誘客に取り組もうとするＤＭＯ・事業者・自治体等

取組内容

・　人々のニーズの多様化を踏まえた、誘客テーマやターゲットの明確化、コンテンツの高付加価値化、マーケティング等の専門家等によるノウハウ支援等

・　特に、密を避け自然環境に触れる旅へのニーズの増加、田舎にあこがれを持って関わりを求める動きを踏まえた、いわば「第２のふるさと」を作り「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たなスタイルのモデル実証

Step1 地域を知る	Step 2 地域を訪れる	Step 3 何度も訪れる	Step 4 地域に根付く
（旅マエ）	（旅ナカ）	（旅アト）	

「新たな旅のスタイル」促進事業

令和4年度当初予算:325百万円

国土交通省 観光庁

テレワークによる働き方の多様化も踏まえ、ワーケーションやブレジャー等を「新たな旅のスタイル」として普及させることにより、より多くの旅行機会の創出と旅行需要の平準化を図る取組を促進する。

事業概要

○企業(送り手)と地域(受け手)を対象としたモデル事業

・ワーケーション等に関心の高い企業と地域を対象としてマッチングを行い、ワーケーション等のトライアルと効果検証を通じて、企業側の制度導入と地域側の受入体制整備等を進めるためのモデル事業を実施する。

＜モデル事業のイメージ＞

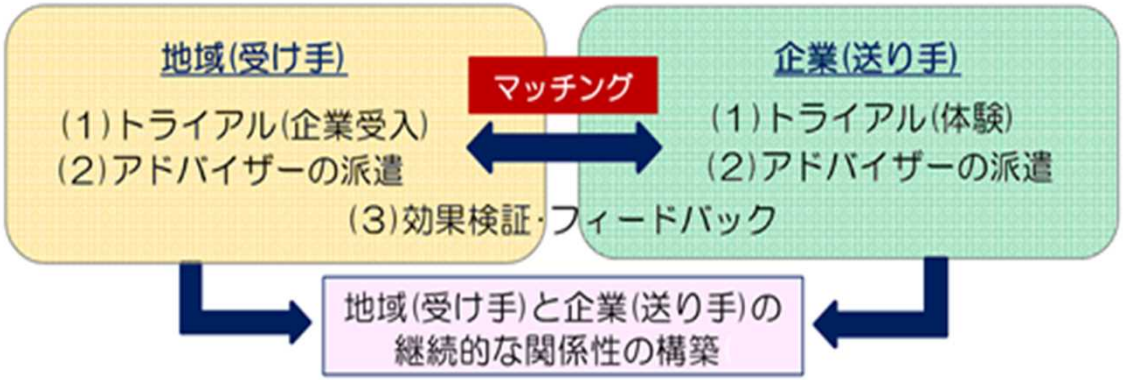

○情報発信・プロモーション

・メディアを活用した情報発信
・専用ウェブサイトの内容拡充
・経営者・人事担当者向け体験会
・企業向けセミナー
・その他企業・地域への普及啓発活動　等

○実態調査

・企業や従業員を対象とした調査を実施し、ワーケーション等の普及に向けた効果的な施策の検討や課題点等を抽出する。

○検討委員会の開催

・ワーケーション等の普及に向けた現状や課題の整理、具体的な方策等について協議する。

観光産業における人材確保・育成事業

観光庁(参事官(観光人材政策担当))：126百万円

○ 観光産業においては新たなビジネス、稼ぐモデルを創出して、高付加価値化を実現できる人材が不足している。
また、恒常的な人手不足、訪日旅行者に対応できる人材やDX化に対応できる人材等の不足も課題である。

○ このため、リカレント教育等を通じて地域の観光産業をリードする人材の育成・強化を行うとともに、新たな雇用体系を取り入れた人材の確保・活用等を推進し、観光産業の収益力向上、人手不足の解消を推進する。

事業概要

➢ポストコロナ時代をリードする人材の育成・強化

・海外ホスピタリティ大学と連携した経営戦略プログラム等を開発し、観光関連産業に従事する社会人を対象に経営力強化、生産性向上に関するリカレント教育を実施する。

➢ポストコロナ時代を支える人材の確保・活用

・人手不足の背景となっている地域課題等の解決に向けて、女性や高齢者等の雇用促進による人手不足の解消の他、都市部のIT人材を活用したリモートワークによる副業・兼業等、新たな雇用体系を取り入れた人材活用を推進することにより、地域におけるDX対応やダイバーシティ推進を支援し、生産性向上にも取り組む。

➢宿泊業における外国人材受入れ環境整備事業

・宿泊業における外国人材受入れに関する優良事例や情報等をセミナーやHPで発信するほか、特定技能外国人のキャリアパスを描くモデル事業を実施する。さらに、特定技能外国人の雇用状況等の把握や受入施設に対する情報発信に資するシステムを整備する。

宿泊分野における特定技能外国人の業務内容

フロント

企画・広報

接客

レストランサービス

➢未来の観光人材育成事業

・産学連携のノウハウを持つ事業者等をアドバイザーとして地域に派遣し、観光教育に取り組みたい学校・教員と、地域の商工会、観光関連事業者等を巻き込み連携を強化し、観光人材育成を実施する。

広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

観光庁（観光地域振興課）：763百万円

事業概要

旅行者の混雑や密を低減させつつ、国内外の旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（DMO※）が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。

※DMO（Destination Management/Marketing Organization）の呼称

支援制度

・**補助対象事業**：

登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた、国内外の旅行者の各地域への誘客を目的とした以下の取組

（ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る）

①調査・戦略策定
②滞在コンテンツの充実
③受入環境整備
④旅行商品流通環境整備
⑤情報発信・プロモーション

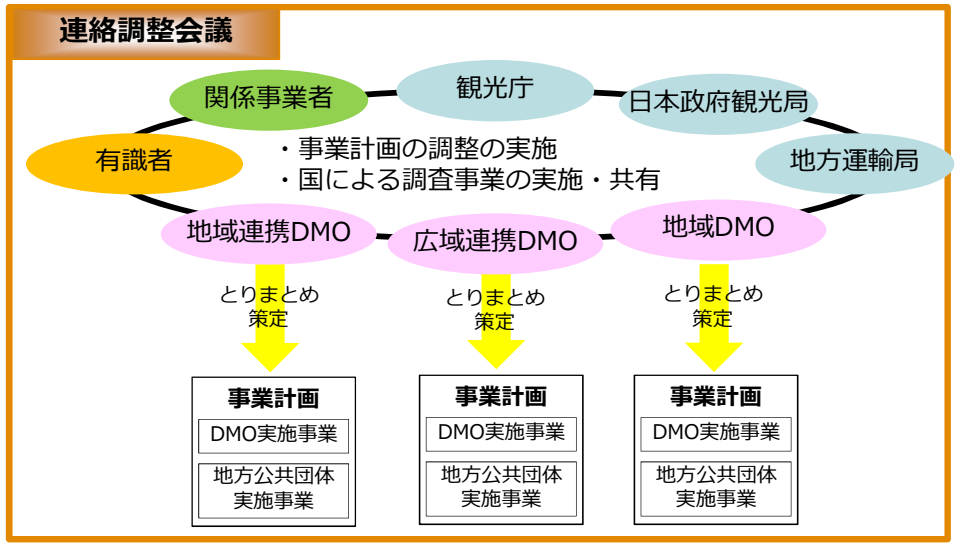

具体的な支援イメージ

①調査･戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。

マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

地方部への誘客や繁閑差の解消、三密回避にもつながる地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。

集落の散策

③受入環境整備

HP等で混雑状況の情報を提供するシステムや、観光地の情報発信機能及びCRM機能を兼ね備えたアプリの整備等を支援。

混雑状況の情報提供

アプリの整備

④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援。

商談会への参加

⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。

WEBを活用したエリア内の魅力発信

・**補助対象者**：

登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）

・**補助率**：

定額（①調査・戦略策定）
事業費の1/2（②滞在コンテンツの充実、③受入環境整備、④旅行商品流通環境整備、⑤情報発信・プロモーション）※継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光庁（参事官（外客受入担当））：2,706百万円

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。

また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図る。

○観光施設等における安全・安心の向上に向けた取組を支援

■災害時の避難所機能の強化

非常用電源装置の設置

防災トイレの整備

無料Wi-Fiの整備

等

■災害時・急病時の多言語対応強化

デジタルサイネージの整備

翻訳機器等の整備

等

■感染症対策の充実

アクリル板の設置

足踏式手指消毒器等の設置

サーモグラフィー等の導入

等

○宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

■基本的ストレスフリー環境整備

無料Wi-Fiの整備

案内表示の多言語化

タブレット端末の整備

決済端末等の整備

等

■バリアフリー環境整備

客室のバリアフリー化

浴室のバリアフリー化

食堂の段差の解消

トイレのバリアフリー化

等

サーモグラフィ等の導入

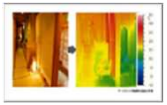

混雑状況の「見える化」

DXを活用した非接触型チェックインシステムの導入(※)

※これに付帯する宿泊情報管理システム等を含む

等

○移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

多言語表記

多言語案内用タブレット端末等の整備

無料Wi-Fiの整備

トイレの洋式化及び機能向上

全国共通ＩＣカード、ＱＲコード決済等の導入

移動円滑化

感染症対策

等

【補助率】 1/2、1/3 等

ＩＣＴ等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

観光庁（参事官（外客受入担当））：224百万円

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援する。

■インバウンド周遊環境の整備

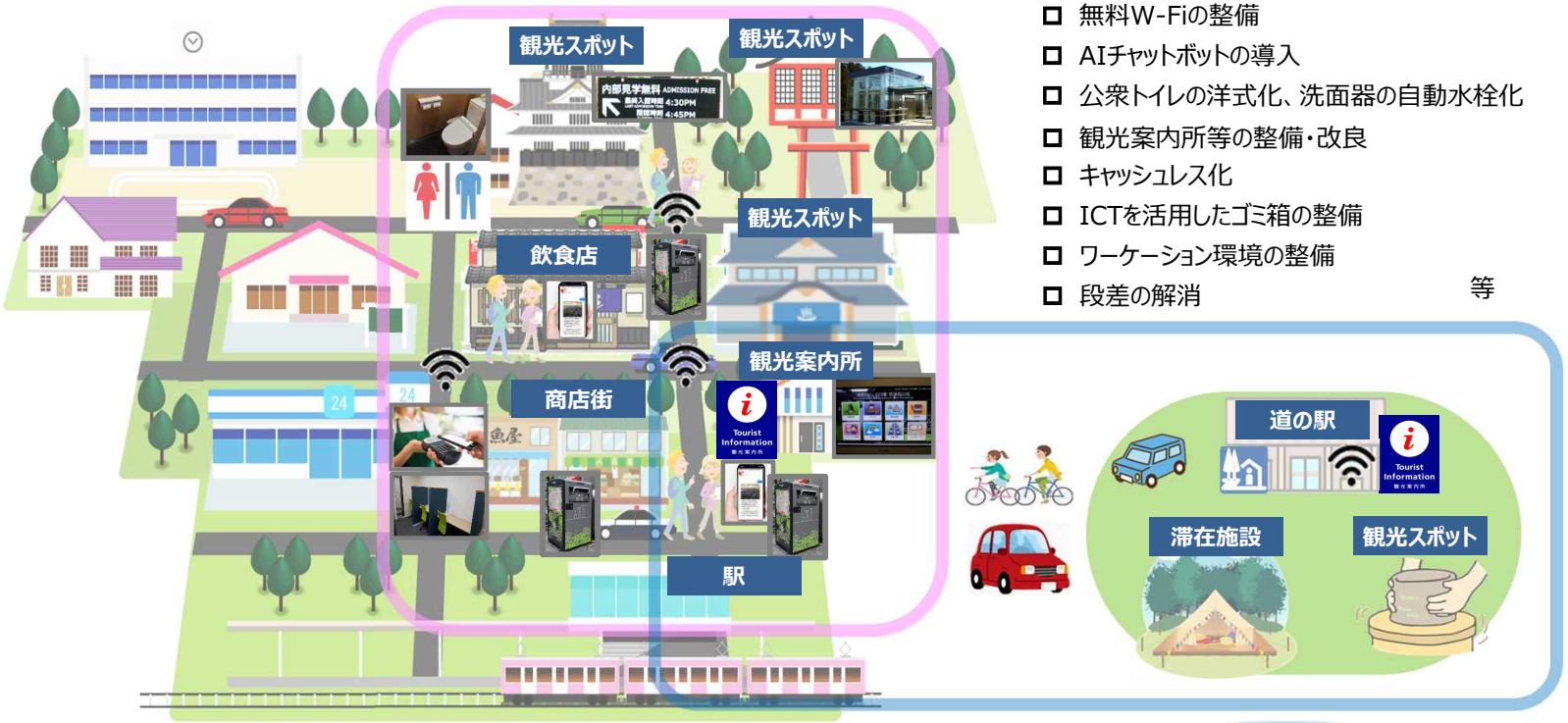

- □ 観光スポットの多言語化
- □ 無料W-Fiの整備
- □ AIチャットボットの導入
- □ 公衆トイレの洋式化、洗面器の自動水栓化
- □ 観光案内所等の整備・改良
- □ キャッシュレス化
- □ ICTを活用したゴミ箱の整備
- □ ワーケーション環境の整備
- □ 段差の解消

等

徒歩によるまちなか周遊

- 徒歩での観光スポット・商店街巡り、食べあるき、その地域ならではの催し、夜のまちあるきなどを楽しむ環境を整備

□ 賑わい拠点となる屋外広場の整備

ナイトマーケット

□ ナイトタイムエコノミー環境の整備

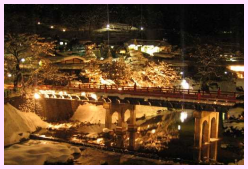

町並みのライトアップ

□ 混雑状況の見える化

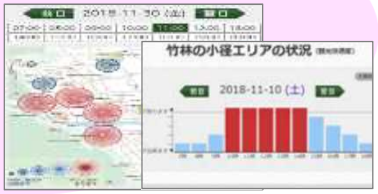

レンタカー・レンタサイクルによる広域周遊

- レンタカーやレンタサイクルでの観光スポット巡り、コト消費などを楽しみ、滞在できる環境を整備

□ グランピング環境の整備

□ EV急速充電器の整備

■ 古民家等の観光資源化

■ 観光振興のための無電柱化

■ 先進的なサイクリング環境整備

- ■走行環境整備
- ■受入環境整備
- ■魅力づくり
- ■情報発信

多言語案内看板

サイクルラックの設置

■ 歴史的観光資源の高質化

建築物・空地等の美装化・緑化、除却等

歴史的な町並みの景観に配慮した建造物

補助率	**1／2等**
対象地域	訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある市区町村として観光庁が指定するもの

地域観光資源の多言語解説整備支援事業※令和３年度補正予算事業（約100億円の内数）を活用

国土交通省 観光庁

- **観光庁**は、①文化庁・環境省と連携して、分かりやすく魅力的な多言語解説文を作成できる**英語のネイティブライター等の専門人材をリスト化**し、②**地域に派遣し解説文の作成**を支援。③解説文作成のノウハウを蓄積し、他地域へ横展開できるよう**ガイドラインを作成**するとともに、④**セミナーを全国で実施**。
- 多くの訪日外国人旅行者が解説文を読んでいるが、「必要とする情報が載っていない」、「内容が難しすぎる」、「英語表現が不自然」と感じるといった課題が存在。よって、日本語原稿を単純に翻訳するのではなく**外国人目線での解説文作成を推進するため、ネイティブライター等の専門人材を活用**。
- また、本事業で作成している英語解説文を元にした**中国語解説文作成**も併せて実施。

英語解説文作成フロー

英語ネイティブ **現地取材**（ライター・エディター）

英語ネイティブ **執筆**（ライター）

英語ネイティブ **編集**（エディター）

（※1）**内容確認**（地域協議会・内容監修者）

英語ネイティブ （※2）**スタイルチェック**（スタイルチェッカー）

校正

完成

（※1） 整備対象物についての専門的視点から事実確認・アドバイスを実施

（※2） 文章が所定の文体等に沿っていることを確認

多言語解説文の活用事例

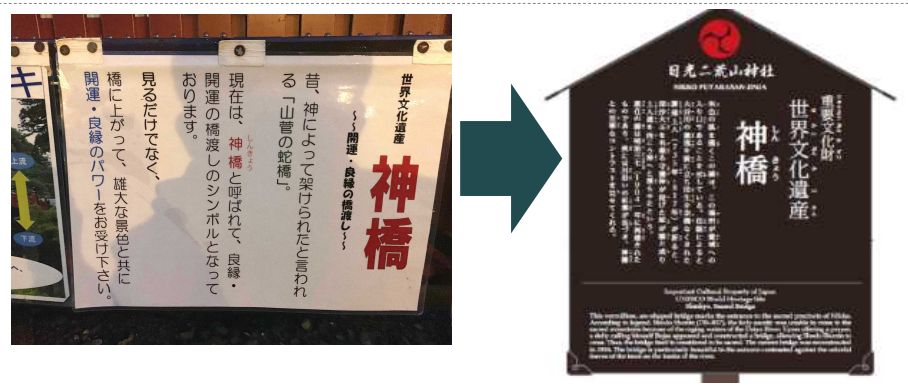

日光二荒山神社神橋　看板の改善

タッチパネル式解説板による案内（多言語字幕）

2次元コード（多言語音声・テキスト）

新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等

観光庁（観光資源課、参事官（観光人材政策担当））
：74百万円

※令和３年度補正予算事業（約100億円の内数）も活用

○　2030年訪日外国人旅行消費額15兆円の目標の達成及び新たな体験型観光コンテンツの造成による地方を含む全国各地での消費機会拡大に向け、**新たなインバウンド層への訴求力が高い体験型観光コンテンツ等を造成する**。

【事業内容】
○　ポストコロナを見据え、世界的に関心が高まっているサステナブルツーリズムに資する体験型コンテンツの造成や施設改修等・物品等導入への補助（補助率:1/2）、高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けた宿泊施設誘致促進及び同地域における人材研修等を実施する。

地域観光資源のサステナブルな活用推進

○　近年、コロナ禍等を経て、サステナブルツーリズムへの世界的関心が急速に高まっていることを踏まえ、各地域に引き継がれてきた生活（生業）・自然環境・文化等について、それらの持続可能性の向上に資するような維持・活用の仕組みを上質な観光サービス等として実装（体験型コンテンツの造成、受入環境整備等を推進）する。

例：島食を学ぶツアー
　魅力ある“島くらし”の持続可能性の向上に資するような体験型コンテンツの造成、受入環境整備等を推進

例：舟屋の生活文化体験
　特色ある舟屋の景観や漁業・海とともにある暮らしの持続可能性の向上に資するような体験型コンテンツの造成、受入環境整備等を推進

高付加価値なインバウンド観光地づくり

○高付加価値な宿泊施設の誘致を目指す自治体等とホテル運営会社等とのマッチングの場を提供
○上記地域においてインバウンド対応スキル向上等のための人材研修プログラム等を提供

宿泊施設候補地における視察風景
（イメージ）

地域における研修プログラム開催
（イメージ）

その他、地域資源（城寺・古民家・伝統文化等の歴史的資源、海の魅力、インフラ等）を活用した観光コンテンツ造成や歴史的資源の宿泊環境整備等への補助（補助率:1/2）等を実施。